

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：日野町棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項(棚田等の名称及び範囲)

杣・杉棚田、原棚田、蔵王棚田、北畑棚田、西明寺棚田、下迫棚田、上迫棚田、下駒月棚田・清田棚田

範囲については、別添１のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

ア 担い手の確保

○全棚田共通

-農業者の高齢化や減少、若者の流出等により、担い手の確保が困難であることから、非農業者等と連携し集落全体で棚田の保全管理を行う人数を増加させる。

項目	現状	目標
棚田の保全を図る人数	220人	250人

イ 耕作放棄の防止

○全棚田共通

-水路・農道等の管理や耕作放棄の発生防止のための活動を支援する中山間地域等直接支払制度の取組集落数を維持するとともに、棚田における耕作面積を維持する。

項目	現状	目標
中山間地域直接支払制度の取組集落	10集落	10集落
棚田における耕作面積	41.1ha	41.1ha

ウ 生産性・付加価値の向上

○(北畑棚田、西明寺棚田、上迫棚田、下迫棚田、清田棚田、原棚田、下駒月棚田)

-自走式草刈り機やドローン等作業効率化を図る共同利用機械を導入し、スマート農業化による農業の維持を図る。

項目	現状	目標
農業用機械の導入	1台	4台
自走式草刈り機の導入	1台	7台
ドローンの導入	0台	1台

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

ア 自然環境の保全・活用

○全棚田共通

-獣害防止柵の適正な管理に努めるとともに、罟や追い払い資材を活用した鳥獣被害防止対策を実施することによって、鳥獣害の減少を図る。

-棚田地域の自然環境や生態系保全の啓発を図るため、多面的機能支払交付金制度を活用し、地域内の子どもに生態系保全等の地域学習会を実施する。

-(一社)近江日野交流ネットワークと連携し、県外の小中学生、外国人等に向けた田舎体験等に取り組む集落を増加させ、地域の環境保全意識を高める。

項目	現状	目標
獣害防止柵の維持管理	75.2km	75.2km
鳥獣による農作物被害額	1,656,000円	1,159,000円
多面的機能支払交付金制度取組集落の維持	10集落	10集落
田舎体験等地域学習会開催地域	0集落	10集落

イ 良好な景観の形成

○(杉・杣棚田、蔵王棚田、西明寺棚田、清田棚田)

-棚田周辺に紫陽花やシバザクラ、コスモス等を植栽し棚田の景観形成を図る。
また、農地周辺の荒廃した竹林等を伐採することで、良好な景観を形成する。

項目	現状	目標
棚田の周辺の植栽に取り組む集落	0集落	4集落
荒廃した竹林の伐採に取り組む集落	0集落	4集落

○(全棚田共通)

-非農家を含め、地域一体となった棚田の清掃や草刈り等の共同活動による棚田の維持管理を行い、良好な景観を維持する。

項目	現状	目標
地域一体となった棚田の維持管理	10集落	10集落

ウ 集落機能の強化

○全棚田共通

-人口減少や高齢化に伴い集落機能が低下し、農業・農村の多面的機能が十分発揮されず、自然環境や景観の悪化、伝統・文化の喪失等の可能性があることから、集落住民の問題点や課題等の情報共有や住民同士の交流を促進するための機会確保を図る。

項目	現状	目標
コミュニティサロンおよび地域内交流会等の開催集落数	10集落	10集落

エ 伝統文化の継承

○(全棚田共通)

-五穀豊穡祈願の行事や祭等の伝統文化を継続して実施し、次世代へ継承する。

項目	現状	目標
五穀豊穡祈願の行事等の継続した実施	10集落	10集落

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

ア 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

○全棚田共通

-(一社)近江日野交流ネットワークと連携し、農家民泊に取り組む棚田地域を増

加させ、県内外および国外からの参加者を増加させることで関係人口の創出・拡大を図る。

項目	現状	目標
農家民泊取組集落	5 集落	10 集落

○(西明寺棚田)

-田舎体験等を通じて、移住定住者を確保する。

項目	現状	目標
移住定住者の確保	2 戸	3 戸

イ 棚田を核とした棚田地域の振興

○杣・杉棚田

-地元公民館等と連携し植栽したシバザクラ等を活用した、棚田のライトアップイベント等により棚田の魅力をPRする。

項目	現状	目標
棚田ライトアップイベント開催集落	0 集落	1 集落

3 計画期間

認定の月から令和12年3月31日まで

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全

(全棚田共通)

・耕作放棄の防止・削減、担い手の確保

-全棚田での中山間直接支払制度の取組、多面的機能支払交付金制度の取組を継続し、非農業者等も参加できる集落ぐるみの活動や、農地中間管理機構を活用した農地の集積、また、農福連携により継続的に耕作に取り組むことで、耕作放棄地の発生を防止するとともに、担い手の創出を図る。

・生産性・付加価値の向上

-棚田において、自走式草刈り機による草刈りやドローンによる共同防除など、新たなスマート農業の取組の推進により、維持管理労力を低減する。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

(全棚田共通)

・自然環境の保全・活用

-全棚田地域で獣害防止柵を点検または見回り、補修等の維持管理を継続して実施することで獣害を未然に防止するとともに、猪や鹿等の捕獲を積極的に進めることで、棚田の保全を図る。

-生物多様性を活かした生き物調査等のイベントに取り組み、虫等の生物の生息場所となっている、地域の魅力をPRする。

-自然環境を活用した農業体験を提供し、県内外からの利用者との交流により、親

子のふれあいや高齢者等の生き甲斐を得られる機会を創出する。

(杉・杣棚田、蔵王棚田、西明寺棚田、下駒月棚田、清田棚田)

・良好な景観の形成

-棚田の法面や畦畔に、紫陽花やシバザクラ、コスモス等を植栽することで、棚田の魅力向上を図るとともに、地域の共同の取組や交流の機会を高める。

-荒廃した竹林の伐採を実施することで、農地周辺の林地の適正な維持管理を図り鳥獣被害を削減するとともに、良好な景観の形成に寄与する。

(全棚田共通)

・集落機能強化

-コミュニティサロンを年に2回以上開催し、集落内の交流や情報共有により集落機能を強化する。

(全棚田共通)

・伝統文化の継承

-五穀豊穡祈願の行事や祭等の伝統文化を、地域住民一体となって継続して実施することで、文化の伝承とともに、住民の絆の醸成や地域の活性化にもつなげる。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

(全棚田共通)

・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

-(一社)近江日野交流ネットワークと連携し農家民泊に取り組む棚田地域の増加を図り、これらの事業の参加者を増加させることで、関係人口の創出・拡大を図る。

(杉・杣棚田、蔵王棚田、西明寺棚田、清田棚田)

・棚田を観光資源とした地域振興

-地元公民館等と連携し、棚田の法面に植栽したシバザクラや紫陽花、コスモス等を活用したライトアップイベントを開催し観光客を誘客する。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

別添5 日野町棚田地域振興協議会規約の別紙のとおり

日野町棚田地域振興協議会は日野町、滋賀県、農業者、農業者団体、NPO 法人で構成。参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり※。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

棚田地域振興法第8条10項に基づき、協議会の構成員は、協力して指定棚田地域振興に努める。